

## 外ヶ浜町官民連携に関する基本方針

### 第1 基本方針策定の背景と目的

官民連携（Public Private Partnership）とは、行政と民間が連携して、お互いの強みを生かし、補完し合うことによって、最適な住民サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るものです。

近年、我が国では、地球規模での気候変動のほか、急速に進む少子高齢化や人口減少社会の到来、経済のグローバル化、技術革新の進展など、様々な課題への対応が求められています。本町においても、人口減少等の課題を克服し、新しい時代においても持続可能な発展を遂げていくため、既存の考え方や枠組みにとらわれず、多様な主体と連携しながら、その知見やノウハウ、技術力などを活かし、公共サービスを提供できる仕組みを整えることが必要です。

また、民間事業者においては、CSR（Corporate Social Responsibility＝企業の社会的責任）やCSV（Creating Shared Value＝企業と社会との共有価値の創造）と言う考え方が重視されており、これまで行政の役割とされてきた社会課題の解決に向かって、ともに歩む姿勢を持つなど、社会的責任に対する意識の高まりや社会貢献を含む官民連携の進展という傾向は拡大していくものと考えられます。

このような背景と課題のもと、官民連携に関する全体的な考え方、目的、姿勢などを庁内外で共有し、更なる官民連携の推進を図ることを目的として、本方針を策定します。

### 第2 連携の種類

#### （1）包括連携協定

町と民間事業者の間で、特定の分野に限ることなく、住民生活の幅広い分野における連携を長期継続していくことを目的に協定を締結し、事業を実施します。

#### （2）個別連携協定

町と民間事業者の間で、特定の事業分野における連携を長期継続していくことを目的に協定を締結し、事業を実施します。

#### （3）協定によらない個別連携

町が実施する事業に、民間事業者が協力します。また、企業等の事業やイベント等に対して、その内容が本町の魅力創出等につながるような公益的性質があれば、町が支援（共催・後援等の名義、その他の協力）します。

### 第3 官民連携の基本的な考え方

（1）全ての事務事業において、官民連携の視点を常に持ち、民間活力の導入や官民の適切な役割分担による、効果的かつ効率的な住民サービスの提供について検討します。

(2) 協働での町づくりの活性化につなげるため、民間事業者と本町の課題について共有し、有効性のある取組となるよう十分に協議します。

(3) 本町における地域課題や過去の取組状況などを考慮し、事業の実現性が十分にあることをあらかじめ確認します。

(4) 持続可能で良質な住民サービスの提供のため、町と民間事業者がそれぞれの立場の違いを認めながら、真摯に対話を重ねることによって対等なパートナーとして信頼関係を築きます。

#### 第4 官民連携に係る窓口

原則として、官民連携に関する窓口は企画政策課とします。庁内で連携・情報共有を図りながら、事業の検討を行うとともに、実施に向けた具体的な手続き等を進めます。

#### 第5 事業実施に向けた手続きフロー

##### (1) 民間事業者と連携する提案募集類型

民間事業者自らのアイデアやノウハウ、技術等により、地域課題の解決や住民サービスの向上を図るため、次の2つの類型により提案を募集します。

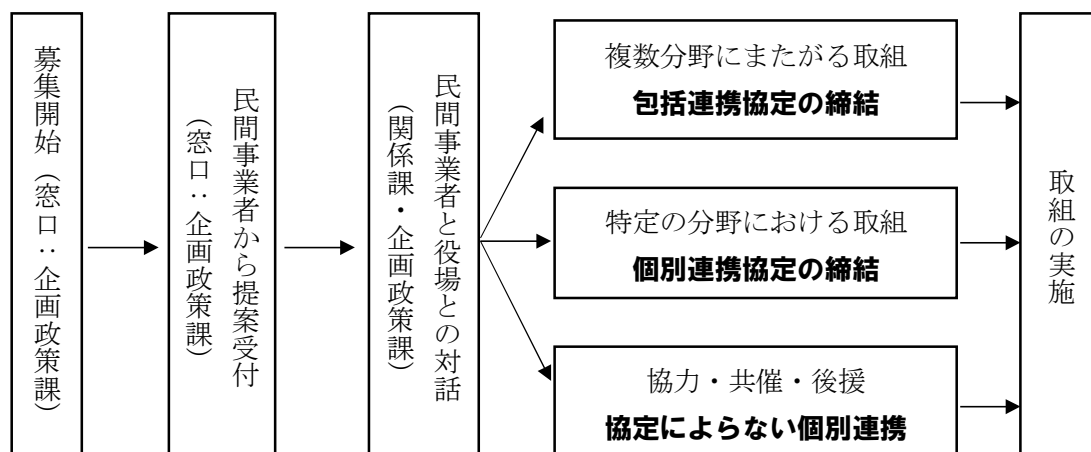
課題提示型	町が解決したい課題を提示し、官民連携による解決策の提案を募集するもの（募集期間の設定あり）
自由提示型	地域課題の解決や住民サービスの向上に資する提案など、民間事業者の自由な発意による官民連携の提案を募集するもの（随時募集）

##### (2) 募集する提案内容

以下の要件の全てを満たす提案を募集します。

要件① 知見の活用	民間ならではのアイデアやノウハウ、技術等を活用していること
要件② 公益性	町が抱える課題の解決に資するなど、公益性があること
要件③ 事業効果	一定の費用対効果が見込まれること

##### (3) フローチャート



## 第6 提案上の留意事項

### (1) 提案募集の対象としない事項

- ①既存の手法で官民連携に取り組んでいるもの（例：ネーミングライツ、指定管理者制度、PFIなど）
- ②施設整備などのハード事業や、本町が保有する未利用の土地及び建物（遊休財産）の利活用に関する提案（自由提示型）
- ③官民連携の取組につながらない営業目的の提案
- ④その他、以下のいずれかに該当する提案
  - (ア) 法令や公序良俗に反するもの
  - (イ) 本町の施策や規定等に反する又は抵触するもの
  - (ウ) 政治的、宗教的な関連性や要素があるもの
  - (エ) 公共性、公平性に問題があるなど、連携を図ることが適当でないと判断したもの

### (2) 提案主体

- ①自ら提案内容を遂行することができる民間事業者（個人事業主を含む）
- ②提案者が次のいずれかに該当する場合は、提案を受け付けません。
  - (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
  - (イ) 納期の到来している市町村税、消費税及び地方消費税を滞納している者（猶予制度の適用を受けているものを除く。）
  - (ウ) 外ヶ浜町建設業者等指名停止要領（平成22年外ヶ浜町訓令第3号）に基づく指名停止を受けている者
  - (エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当する者
  - (オ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の申立てがなされている法人又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされている法人
- ③提案を受け付けた後、上記②又は次のいずれかに該当する事実が判明した場合は、その後の調整等を中止することがあります。

- (ア) 提案・計画内容の把握等に関し、提案者の協力が得られない場合
- (イ) 提案内容の実施に関し、関係法令に基づき必要な許可・登録等を受けていない場合
- (ウ) その他、提案内容の実施者として相応しくないと判断した場合

#### (4) 提案提案に当たっての留意事項

- ①提案内容は、必要な範囲で、本町の関係部署及び関係団体と情報共有します。
- ②提案内容によって、結果の連絡までに時間を要する場合があります。
- ③本町が提案への対応や実現に対して法的義務を負うものではなく、提案いただいた内容について、実現を確約するものではありません。また、実現する場合にあっても、必ずしも提案者との連携、契約を確約するものではありません。
- ④本町への提案及び本町との協議・調整に要するに要する費用（旅費、資料作成費）は、提案者において負担してください。
- ⑤町の財政負担の有無に関わらず、様々なアイデアを取り入れたいと考えておりますが、自治体以外の第三者から収益を確保するなど、町に新たな財政負担が生じない提案にできないか、事業スキームの工夫等も検討してください。
- ⑥町の事業費負担がある提案の実施に関しては、関係関係法令等に基づき、改めて、公募等（競争入札、企画提案競技（プロポーザル）等）を実施します。また、公募等に当たって、提案者に対するインセンティブはありません。  
なお、提案者から得た情報の全部又は一部を利用し、公募等のための仕様を作成する場合があります。提案者独自の権利やノウハウなどに不都合が生じる情報がある場合には、提案者のご希望を踏まえ、協議・配慮させていただきます。
- ⑦提案後の対応及び提案の実現過程で、個人情報のほか、機密情報の取扱がある場合は、関係法令及び社会通念に基づき、厳密かつ適切に取り扱ってください。また、この取扱いに関する事故等の問題が生じた場合は、本町に故意又は重大な過失がある場合を除き、提案者に対して本町は一切の責任を負いません。

#### (5) 提案内容の公表等

- ①実施に至った提案内容については、事前に提案者と協議を行ったうえで、本町ホームページ上で提案者や提案概要等を公表します。
- ②提案の提出から事業の実施までの過程のなかで、本町から提供のあった情報については、その秘密を保持するとともに、本町からの承諾があった場合を除き、第三者への提供は

できません。

- ③本町では職員が職務上作成し、又は取得した文書等は、外ヶ浜町情報公開条例（平成17年外ヶ浜町条例第197号）に基づきに基づき情報公開の対象となることから、情報公開の求めがあった場合、提案者独自の権利やノウハウ等、公表により提案者に不都合が生じる情報以外は、公開の対象となります。

（6）お問い合わせ

外ヶ浜町役場 企画政策課

電話番号：0174-31-1214（直通）

E-mail : [kikaku-seisaku@town.sotogahama.lg.jp](mailto:kikaku-seisaku@town.sotogahama.lg.jp)